

日本基督教団
神奈川教区・諸規則集
(2015年3月 現在)

| 目 次 | ページ |
|------------------------|-----|
| 日本基督教団神奈川教区規則 | 1 |
| 日本基督教団神奈川教区運営細則 | 9 |
| 神奈川教区教職謝儀互助規則 | 15 |
| 神奈川教区教職謝儀互助施行細則 | 18 |
| 神奈川教区会堂建築援助規則 | 20 |
| 神奈川教区会堂建築援助施行細則 | 22 |
| 神奈川教区会堂建築資金融資規則 | 23 |
| 神奈川教区会堂建築資金融資施行細則 | 25 |
| 神奈川教区小口融資資金規則 | 26 |
| 神奈川教区小口融資資金施行細則 | 27 |
| 神奈川教区ホームページ規則 | 28 |
| 神奈川教区負担金割当規定 | 30 |
| 神奈川教区特別積立金および任意積立金取扱規定 | 32 |
| 神奈川教区災害救援資金取扱規定 | 33 |

日本基督教団 神奈川教区規則

| | | | | |
|----|--------------|---------|--------------|----------|
| 制定 | 1965. 4. 30 | 教区総会議決 | 1965. 6. 7 | 教団総会議長承認 |
| 改正 | 1967. 1. 23 | 教区総会議決 | 1967. 2. 22 | 教団総会議長承認 |
| | 1970. 6. 1 | 教区総会議決 | 1970. 9. 7 | 教団総会議長承認 |
| | 1974. 12. 8 | 教区総会議決 | 1975. 7. 15 | 教団総会議長承認 |
| | 1981. 11. 28 | 教区総会議決 | 1982. 2. 26 | 教団総会議長承認 |
| | 2001. 2. 24 | 教区総会議決 | 2002. 7. 16 | 教団総会議長承認 |
| | 2002. 4. 2 | 常置委員会議決 | 2002. 7. 16 | 教団総会議長承認 |
| | 2004. 6. 19 | 教区総会議決 | 2004. 10. 25 | 教団総会議長承認 |
| | 2014. 2. 22 | 教区総会議決 | 2014. 10. 27 | 教団総会議長承認 |

第1章 総則

第1条 本教区を、日本基督教団神奈川教区と称し、その地域は神奈川県とする。

第2章 教区総会

(議員および准議員)

第2条 教区総会は、次に掲げる議員をもって組織する。

- (1) 教区内における教会および伝道所の主任担任教師またはその代務者、ただし、現住陪餐会員200名を有する教会では、担任教師1名を加え、さらに現住陪餐会員200名を増すごとに1名を加えることができる。
- (2) 教区内における正教師たる巡回教師および正教師たる教務教師の互選による者、総数の3分の1
- (3) 教区内における教会の役員たる信徒各教会につき1名、ただし、現住陪餐会員200名を有する教会では、2名とし、さらに現住陪餐会員200名を増すごとに1名を増すことができる。
- (4) 教師または信徒で常置委員会の議決を経て教区総会議長の推薦した者、ただし、その数は、推薦議員以外の議員総数の100分の8を越えてはならない。

2 前項第2号および第4号の議員の任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

3 第1項第1号、第2号の議員および第4号の議員で教師である者は、本教区の教師名簿に登録された者でなければならない。

第3条 前条第1項第2号および第4号の議員の任期は、選任された年の6月定期総会の日から始まるものとする。

2 補欠による議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 次に掲げる者は、准議員として教区総会に出席し発言することができる。ただし、表決に加わることができない。

- (1) 正教師で議員でない現任者
- (2) 補教師で議員でない現任者
- (3) 隠退教師
- (4) 前期総会の各種委員長であつて議員でない者
- (5) 教区総会において推薦する者

(6) キリスト教教育主事

2 前項第1号から第3号までの准議員は、本教区の教師名簿に登録された教師でなければならない。

第5条 前条第1項第4号および第5号の准議員の任期は、その総会の会期中のみとする。

(議長、副議長および書記)

第6条 教区総会に議長、副議長および書記各1名を置く。

2 議長および副議長は、正教師の議員の中から、書記は、議員の中から、2月定期総会において選挙する。

第7条 議長および副議長の選挙は、投票によって行う。

2 選挙に関する規定は、教区運営細則に定める。

第8条 議長、副議長および書記の任期は、選出された年の2月定期総会のときから2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 議長、副議長および書記は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行うものとする。

第9条 議長が死亡その他の事由で欠けたときは、副議長が議長となり、副議長が死亡その他の事由で欠けたときは、常置委員会において常置委員である正教師の中から選挙する。

2 議長および副議長がともに欠けたときは、臨時教区総会において選挙する。ただし、やむを得ない事由で総会を開くことができないと常置委員会が認めたときは、常置委員会において常置委員である正教師の中から選挙することができる。

3 書記が死亡その他の事由で欠けたときは、常置委員会において常置委員の中から選挙する。

4 補欠による議長、副議長および書記の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 議長および副議長がともに事故あるときは、書記が議長の職務を行い、仮議長を定めるものとする。

第11条 議長は、議場の秩序を維持し、議事を整理し、教区総会を代表する。

第12条 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

第13条 書記は、議長の命を受け、会議の事務および議事の記録にあたる。

(教区総会の招集)

第14条 教区総会は、定期総会および臨時総会とする。

2 教区総会は、教区総会議長が招集する。

3 定期総会は、毎年2月および6月中に各1回開く。

4 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開く。

(1) 議長において臨時緊急の必要があると認めたとき

(2) 議員5分の1以上の要求があったとき

(3) 常置委員半数以上の要求があったとき

第15条 教区総会は、緊急の場合のほか、開会14日以前に開会の日時、場所および会期を定め、議案を付し、はがきまたは文書によって招集するものとする。

(議事)

第16条 教区総会は、議員総数3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第17条 教区総会において処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、第1号、第4号、

第6号、第7号、第10号、第13号および第14号は、教区総会閉会中、その処理を常置委員会に委任する。

- (1) 教区の教勢および教務に関する事項
- (2) 歳入歳出予算、決算および財務に関する事項
- (3) 教師の按手札および准允に関する事項
- (4) 牧師および伝道師の就任、退任その他教師の異動に関する事項
- (5) 教会の設立、合併、加入、解散および教会種別の変更ならびに伝道所の開設および廃止に関する事項
- (6) 教会および伝道所の連絡および指導に関する事項
- (7) 伝道および公益事業の振興に関する事項
- (8) 教会記録の審査に関する事項
- (9) 教団総会議員の選挙に関する事項
- (10) 訴願に関する事項
- (11) 教区規則の変更に関する事項
- (12) 常置委員および各種委員の選挙に関する事項
- (13) 常置委員会、各地区、各部、各委員会等の報告承認に関する事項
- (14) 地区に関する事項
- (15) 教会および伝道所の負担金の割当に関する事項
- (16) その他教区における重要な事項

第18条 教区総会は、前条ただし書きのほか、その権限の一部を常置委員会に委任することができる。

第19条 議事は、別段の定めがなければ出席議員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 総会議事に関する規則は、教団が定める総会議事規則を準用するものとする。

第20条 議案を提出できる者および条件は、次のとおりとする。

- (1) 常置委員会
- (2) 議員、ただし、議員10名以上の賛成者の連署を要する。経費を要する議案は、これに必要な収支予算案を添えなければならない。
- 2 議案は、総会開会20日以前に教区事務所に到達するように提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ないものは、この限りでない。

第21条 教師または信徒は、議員5名以上の同意を得て、教区総会に建議または請願をすることができる。

(特別委員および常任委員)

第22条 教区総会は、開会中、次の特別委員を置く。

- (1) 議案整理委員 3名
- (2) 報告審査委員 3名
- (3) 財務審査委員 3名
- (4) 建議請願審査委員 3名
- (5) 教会記録審査委員 若干名

2 教区総会は、必要あるとき前項各号の員数を変更し、また前項以外の特別委員若干名を置くことができる。

第23条 教区総会は、その閉会中の事務を行うため、次の常任委員を置く。

- (1) 会計監査委員 3名

- 2 前項の常任委員のほか、教区総会は、必要あるとき常任委員若干名を置くことができる。
- 第24条 常任委員の任期は1年とし、選任された総会より始まるものとする。ただし、その任期満了後も、総会に対し、担任事項に関して報告または説明するものとする。
- 2 補欠による常任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第25条 会計監査委員は、歳入歳出決算その他会計上の監査をするものとする。
- 2 監査の結果は、意見書を付して、教区総会に報告しなければならない。
- 第26条 教会記録審査委員は、教会の記録を審査するものとする。
- 2 審査の結果は、意見書を付して、教区総会に報告しなければならない。
- 第27条 特別委員および常任委員は、議員の互選による。
- 第28条 特別委員および常任委員は、それぞれ特別委員会および常任委員会を組織する。
- 2 特別委員会および常任委員会に、それぞれ委員長1名を置き、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会の議長となり、議事を整理し、委員会を代表する。

第3章 常置委員会

- 第29条 本教区に常置委員会を置く。
- 2 常置委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
- (1) 教区総会議長、副議長および書記
- (2) 教区総会議員の互選による者12名
- 第30条 常置委員の任期は、選任された年の2月定期総会のときから2年とする。
- 2 選挙に関する規定は、教区運営細則に定める。
- 第31条 第29条第2項第2号の常置委員に欠員を生じたときは、教区総会において定められた補充員から、その順位に従って補充する。
- 2 補欠による常置委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第32条 常置委員会は、次の事項を処理する。
- (1) 教区総会閉会中、総会に代わって処理すべき重要な事項
- (2) 教区総会の権限に属する事項で、その委任を受けた事項
- (3) 教区規則の変更、歳入歳出予算、決算その他教区総会に提出すべき議案に関する事項
- (4) 教区総会が成立しないとき、または教区総会議長において教区総会を招集するいとまがないと認めるとき、教区総会に付議すべき事項
- (5) 主事その他の職員の任用に関する事項
- (6) 各部、各委員会、各地区、常任委員会、常設委員会、特設委員会その他の報告連絡に関する事項
- (7) その他教区における重要な事項
- 第33条 常置委員会は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決をすることができない。
- 2 議事は、別段の定めがなければ出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 第34条 常置委員会の処理事項は、6月定期総会に報告し、その承認を受けなければならない。

第4章 各部、各委員会、常設委員、会計委員および特設委員

(部および委員会)

- 第35条 本教区に次の部を置く。

- (1) 宣教部
- (2) 人事部
- (3) 財務部

2 宣教部の下に次の委員会を置く。

- (1) 伝道委員会
- (2) 研修委員会
- (3) 教育委員会
- (4) 婦人委員会
- (5) 青年委員会
- (6) 社会委員会

第36条 各部の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 宣教部は、教区の宣教方策を検討立案するほか、執行機関たる各委員会との連絡および調整をつかさどるとともに、教団宣教委員会との連絡を保つ。
- (2) 人事部は、教師の任地の斡旋または指示に関する事項および教師の援護に関する事項をつかさどる。
- (3) 財務部は、予算および決算案の作成、負担金の割当および徴収その他教区の財務に関する事項をつかさどる。

2 各委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 伝道委員会は、伝道所、小教会などに対する相談機関としての機能を持ち、常置委員会の委嘱を受けて、開拓伝道、会堂建築、小教会援助等の調査および研究を行うほか、各種伝道に関する事項を必要に応じて取り扱う。
- (2) 研修委員会は、教職信徒の研修に関する諸活動を行う。
- (3) 教育委員会は、教会教育担当者の研修、幼稚園との連絡および指導、関係学校との連絡および協力を行うほか、キリスト教教育主事の活動その他キリスト教教育の発達に必要な事項を取り扱う。
- (4) 婦人委員会は、教区内全教会の婦人信徒を対象とする研修および奉仕活動を行うとともに、全国教会婦人会連合との連絡を保つ。
- (5) 青年委員会は、教区内全教会の青年および高校生の、研修および指導に関する活動を行う。
- (6) 社会委員会は、社会問題に関する諸活動、社会福祉事業団体との協力および連絡ならびに緊急救済活動等を行う。

第37条 各部および各委員会に、委員長および委員若干名を置く。

2 委員は、教区総会において選任する。選任に関する規定は、教区運営細則に定める。

3 委員長は、委員の互選により定め、部または委員会を代表する。

4 委員の任期は、選任された年の4月から2年とし、その任期満了後も、総会に対し、担任事項に関して報告または説明するものとする。

第38条 委員に欠員を生じたときは、常置委員会において選任する。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第39条 第33条の規定は、各部および各委員会に準用する。

(常設委員)

第40条 本教区に次の常設委員を置く。

- (1) 内外協力委員 若干名
- (2) 宣教研究委員 若干名

- 2 常設委員は、教区総会において選任する。
- 3 第1項の常設委員のほか、必要あるとき教区総会の議決を経て、他の常設委員を置くことができる。
- 4 第33条、第37条第3項、第4項および第38条の規定は、常設委員に準用する。

(会計委員)

第41条 本教区に会計委員を置く。

- 2 会計委員は、教区総会において選任する。
- 3 会計委員は、議長の命を受け、出納その他の会計業務を総覧する。
- 4 会計委員の任期は、常任委員の任期に準ずる。

(特設委員)

第42条 本教区は、必要あるとき教区総会の議決を経て、特設委員を置くことができる。

- 2 第33条、第37条および第38条の規定は、特設委員に準用する。

第5章 教区事務所

第43条 教区事務所は、横浜市南区花之木町3丁目49番地に置く。

第44条 教区事務所は、教区総会議長の管理に属し、次の事項を処理する。

- (1) 教団事務局との連絡に関する事項
- (2) 教会および伝道所との連絡に関する事項
- (3) 官庁その他各種団体との連絡に関する事項
- (4) 統計、記録および文書の保管に関する事項
- (5) 教区総会および常置委員会の所管事務に関する事項
- (6) 教団教規、教区規則その他の規則により処理すべき事項
- (7) 教師の退職年金事務および教師等の社会保険事務に関する事項
- (8) 金銭および物品の会計事務の処理に関する事項
- (9) その他必要な事項

第45条 教区事務所に主事その他の職員を置く。

- 2 主事その他の職員は、常置委員会の議決を経て、教区総会議長が任用する。

第6章 地区

第46条 本教区に地区を置く。

- 2 地区の数、区分、性格および運営に関しては、別に定める。

第7章 財務

(経費)

第47条 教区の経費は、教会および伝道所の負担金、献金、教団交付金その他の収入をもってこれにあてる。

(負担金)

第48条 教会および伝道所の負担金は、教区総会の議決を経て定める。

2 前項の負担金は、教会および伝道所の経常収入を基準とし、その他適切な方法によって定める。

第49条 前条の負担金は月割とし、教区事務所に納付するものとする。

第50条 天災その他やむを得ない事故のため、負担金を納付することができない教会または伝道所があるときは、その申請により常置委員会の議決を経て、その負担金の一部または全部を延納させまたは免除することができる。

第51条 天災その他やむを得ない事由あるときは、その用途を明示し、教区総会または常置委員会の議決を経て、教会および伝道所に対し臨時に負担金を割り当て、その納付を求めることができる。

(予算および決算)

第52条 予算は、経常および臨時の二部に分け、各款項目に区分しなければならない。

2 予算に定めた各款の金額は、かれこれ流用することができない。

3 予算に定めた各項の金額は、常置委員会の議決を経て、これを流用することができる。

第53条 やむを得ない必要を生じたときは、常置委員会の議決を経て、予算の追加または更生をすることができる。

第54条 特別の必要により、2年以上継続すべき臨時の歳出あるときは、教区総会の議決を経て、年限を定めて、継続費を設けることができる。

第55条 特別の必要があるときは、教区総会の議決を経て、特別費を設けることができる。

第56条 予算案は、教区総会に提出しなければならない。

第57条 教区総会において予算が成立しないときは、前年度の予算を踏襲する。

第58条 決算は、予算と同一の様式で作成し、6月定期総会までに会計監査委員の監査を経て、教区総会に提出しなければならない。

第59条 本教区の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第8章 補 則

第60条 教区総会議長が承認すべき事項は、別段の定めがある場合を除き、すべて常置委員会の議決を経なければならない。

第61条 教区総会議長の承認した事項は、すべて教団総会議長の同意を得なければならない。

第62条 本教区規則は、教区総会において、出席議員3分の2以上の同意を得なければ、変更することができない。

2 変更した規則は、教団総会議長の承認を得た日から施行するものとする。

第63条 本教区規則の中、教団教規と同一な部分について、教規が変更された場合は、第17条第11号の規定にかかわらず、常置委員会の議決を経て、教区総会議長は、本教区規則に同じ変更を加えることができる。

2 前項の変更に際し、本教区規則の他の部分に変更を加える必要がある場合は、緊急やむを得ないときに限って、常置委員会における委員総数3分の2以上の賛成により、教区総会議長は変更を加えることができる。

3 前2項の規定による変更を加えたときは、教区総会議長は、次の教区総会においてこれを報告し、その承認を受けなければならない。

第64条 本規則に特別の定めのないものについては、日本基督教団教規の関係条項を準用することができる。

【付録】日本基督教団神奈川教区規則の2002年以降の改正履歴について

◆2002. 4. 2 (2002年度第1回教区常置委員会)《議決》

[教区総会の教師議員資格の変更] 第3条①(1) 正教師たる担任教師1名を加え⇒担任教師1名を加え
◎本件は、教団教規の変更に伴う変更である。

2002. 7. 16 教団総会議長《承認》

◆2002. 2. 23 (第107回教区定期総会), 2002. 6. 22, 29 (第108回教区定期総会) 共に継続審議, 2004. 6. 19, 26 (第112回教区定期総会) 修正案が上程され《議決》

十年以上前から、規則と実態の間にずれが生じ、常置委員会は、教区組織・教区規則検討委員会に検討と改正案の作成を付託、「規則によって現状を変える」ことよりも「規則を実態に沿ったものに変える」という趣旨での改正案が常置委員会に提案され、常置委員会の議を経て第107回教区定期総会に上程された。(以上、総会議案の[提案理由]より抜粋)

[教区役員会の規定] 当初案では規則に加えたが、修正案においては削除

[定期総会開催月の変更] 毎年2月および5月中に⇒毎年2月および6月中に

[各部各委員の任期] 選任された年の2月総会から2年⇒選任された年の4月から2年
その他、項番号の①②③～を、第1項には項番号を付さず、第2項以下を23～とすることで、第2項以下を追加する場合に、第1項に項番号を付すという変更を要さないようにした。また、「および」「または」「ただし」等のひらがな表記への統一、句読点の使用法の統一等を行った。

2004. 10. 25 教団総会議長《承認》

◆2014. 2. 22 (第131回教区定期総会)《議決》

2009年6月の常置委員会において、2004年の改正によって解消されたはずの規則と実態との乖離が、依然として部分的に存在し続けているとの指摘があった。常置委員会の委託を受けて、教区組織・教区規則検討委員会は、改めて規則と実態との相違点を抽出し、2014年1月まで、33回の委員会を開催して、①実態を規則どおりに改める、②実態に合理性がある場合と規則自体に不備がある場合は規則を改正する、という作業を行い、検討した26項目中、検討中に実態が規則どおりに改められたもの4項目を除いて、①が9項目、②が11項目、保留が2項目という結果を常置委員会に答申した。①については、実態の早期改善を図ることを常置委員会の課題とすることを確認、②についての修正案(主たるものを下記に示す)が、常置委員会の議を経て第131回教区定期総会に上程された。

[巡回・教務正教師互選者と推薦議員の任期の始点] 2月定期総会⇒6月定期総会

[教区三役の常置委委員会における選任] 常置委員を被選挙者とすることを明記

[伝道所の廃止の取扱い] 開設と同様、教区総会議案とする

[教会記録の審査] 教区総会開催中のみとし、総会閉会中の常任委員から削除

[常置委員会での議長の一次採決権] 教区総会同様、行使しないことを明記

2014. 10. 27 教団総会議長《承認》

以上

日本基督教団 神奈川教区運営細則

第1章 教区総会

(6月総会)

第1条 6月総会は、次の事項を処理する。

- (1) 教師の按手礼および准允に関する事項
- (2) 前年度の教勢および教務に関する事項
- (3) 前年度の各地区・各部・各委員会の報告に関する事項
- (4) 前年度の決算に関する事項
- (5) 教団総会議員の選挙に関する事項（隔年）
- (6) 各種委員の選挙に関する事項
- (7) その他教区における重要な事項

2 各地区・各部・各委員会は、所定の書式により、報告書を作成し、4月中旬までに常置委員会に提出する。

3 財務部は、4月中に決算報告を作成し、常置委員会に提出する。常置委員会は、決算報告について会計監査委員の監査を受ける。

4 常置委員会は、報告審査委員および財務審査委員の候補者を選び、あらかじめ審査対象の審査を受けておき、総会において直ちに審査報告が受けられるよう準備する。

(2月総会)

第2条 2月総会は、次の事項を処理する。

- (1) 教師の按手礼および准允に関する事項
- (2) 次年度の基本方針および基本方策に関する事項
- (3) 次年度の各地区・各部・各委員会の活動計画に関する事項
- (4) 次年度の予算および教区負担金等の割当に関する事項
- (5) 議長・副議長・書記の選挙に関する事項（隔年）
- (6) 常置委員の選挙に関する事項（隔年）
- (7) 各種委員の選挙に関する事項
- (8) その他教区における重要な事項

2 常置委員会は、11月上旬に、宣教部委員会および各地区・各部・各委員会の委員長とともに宣教方策会議を開き、総会に提出する次年度の教区活動基本方策案および活動計画案を作成する。

3 各地区・各部・各委員会は、宣教方策会議に、予算案を付して次年度活動計画を提出する。

4 財務部は、宣教方策会議に提出された各地区・各部・各委員会の予算案に基づいて、次年度の予算案および負担金割当案を作成し、1月の常置委員会に提出する。

(議員・准議員の登録)

第2条の2 教区総会の議員および准議員は、登録制によって管理するものとする。

第2章 選挙

(教区三役の選出)

第3条 議長は、次の手順によって選出する。

- (1) 単記無記名の予備投票により、上位5名を「予備投票による候補者」とする。ただし、最下位同数の場合は、同数者全員を候補者とする。
 - (2) 前号以外の者で、立候補を申し出た者または議場から推薦のあった者は、議員15名以上の賛成があった場合に、「立候補または推薦による候補者」とすることができる。ただし、同一議員が複数の候補者にわたって賛成者となることはできない。
 - (3) 第1号および第2号の候補者は、各自5分以内の見解表明を行う。
 - (4) 議場の要求があれば質疑応答を行う。ただし、議長が必要と認めた場合は、時間を制限することができる。
 - (5) 第1号および第2号の候補者について、単記無記名投票により、本選挙を行い、有効投票の過半数を得た者をもって当選者とする。
 - (6) 前号の規定により、当選者を得ることができないときは、再投票を行い、なお、当選者を得ることができないときは、高点者2名について決選投票を行い、得票同数のときは、抽選をもって当選者を決定する。
- 2 副議長の選出の手順は、前項に順ずる。
- 3 書記は、議長および副議長が協議して選出する。

(常置委員の選挙)

第4条 常置委員は、教職6名、信徒6名とし、次の手順によって選挙する。

- (1) 教職・信徒それぞれ、2名連記無記名の予備投票により、定数の倍数の候補者を選ぶ。ただし、最下位同数の場合は、同数者全員を候補者とする。
- (2) 前号以外の者で、立候補を申し出た者または議場から推薦のあった者は、議員10名以上の賛成があった場合に、候補者に加えることができる。ただし、同一議員が賛成者となることができるのは、教職・信徒各1名に限る。
- (3) 候補者は、各自3分以内で自己紹介と見解表明を行う。
- (4) 議場の要求があれば質疑応答を行う。ただし、議長が必要と認めた場合は、時間を制限することができる。
- (5) 教職・信徒それぞれ、2名連記無記名投票により、本選挙を行う。
- (6) 教職・信徒それぞれ、次点者3名を得票順により補充員とする。

(教団総会議員の選挙)

第5条 教団総会議員の選挙は、改選年度の6月総会で行うことを原則とし、次の手順によってこれを行う。

- (1) 教職・信徒それぞれ、5名連記無記名の予備投票により、定数の倍数の候補者を選ぶ。ただし、最下位同数の場合は、同数者全員を候補者とする。
- (2) 前号以外の者で、立候補を申し出た者または議場から推薦のあった者は、議員10名以上の賛成があった場合に、候補者に加えることができる。ただし、同一議員が賛成者となることができるのは、教職・信徒各1名に限る。
- (3) 候補者は、各自2分以内で自己紹介と見解表明を行う。
- (4) 議場の要求があれば質疑応答を行う。ただし、議長が必要と認めた場合は、時間を制限することができる。
- (5) 教職・信徒それぞれ、5名連記無記名投票により、本選挙を行う。
- (6) 教職・信徒それぞれ、次点者5名を得票順により補充員とする。

(各部各委員の選任)

第6条 各部各委員は、次の手順によって選任する。

- (1) 常置委員会は、選考委員を選任する。
- (2) 選考委員は、教区総会副議長、書記および各地区委員長とし、副議長を委員長として委員会を組織する。
- (3) 各部各委員会は、4月中に候補者名簿を選考委員会に提出する。
- (4) 常置委員会は、その議決を経て、候補者を加えることができる。
- (5) 選考委員会は、第3号および第4号の候補者に基づいて、各委員会の委員候補者を決定し、常置委員会の承認を受ける。
- (6) 常置委員会は、その議決を経て、6月総会に委員名簿を提出して承認を受ける。
- (7) 任期中に欠員が生じたときは、各部各委員会が補欠委員を推薦し、常置委員会の承認を受けるものとする。

第7条 前条の手順のうち、委員構成等に別途の条件があるものは、次のとおりとする。

- (1) 宣教部委員会は、傘下各委員会の代表をもって構成する。
- (2) 伝道委員は、常置委員会が選任する者2名および次の方法で推薦され、常置委員会において承認された者とする。
イ 各地区から1名ずつ推薦される者 5名
ロ 伝道委員会が推薦する者 2名
- (3) 婦人委員は、別途に定めるところにより提出される候補者名簿を、常置委員会において承認する。
- (4) 人事部は、教区三役および若干名の委員によって構成するものとし、教区三役改選後の最初の常置委員会において選任する。
- (5) 宣教部・財務部の委員長は、常置委員会構成員であることが望ましく、常置委員会は、2名の常置委員をそれぞれの委員長候補として選出し、委員候補者に加える。

(三選の禁止)

第8条 教区三役、常置委員および各部各委員会の委員長は、同職に連続3期以上にわたって重任されない。

第3章 地区

(地区の区分)

第9条 本教区内に、次の5地区を置く。

- (1) 横浜地区
- (2) 川崎・鶴見地区
- (3) 東湘南地区
- (4) 西湘南地区
- (5) 湘北地区

2 各地区の区分は、常置委員会の定めるところによる。

(活動の目的)

第10条 地区は、次の目的を達成するため、諸活動を行う。

- (1) 地区内諸教会の交わりを深め、協力を推進して、各個教会の強化と教区活動の充実を

図る。

- (2) 教区と各個教会との有機的なつながりの場として、教区活動の各個教会への浸透を図るとともに、教区活動に対する各個教会の意見・要望などを汲み上げる。
- (3) 地区内のキリスト教主義社会事業団体・学校などとの連帯を深める。

(総会・委員会)

第11条 地区は、毎年1回以上、地区総会を開く。

- 2 地区総会の組織・運営は、各地区の定める地区規則による。

第12条 地区に地区委員会を置く。

- 2 地区委員会は、委員長および委員若干名をもって構成する。
- 3 委員長および委員は、地区総会において選任する。その任期・選任方法は、各地区の定める地区規則による。
- 4 地区委員長は、常置委員会に陪席する。

(地区委員長会)

第13条 教区に地区委員長会を置く。

- 2 地区委員長会は、教区総会議長が必要に応じて招集する。
- 3 教区総会副議長・書記・宣教部委員長・主事は、必要あるとき、地区委員長会に出席する。

(経費)

第14条 地区の経費は、教区交付金、献金その他によって支弁する。

- 2 地区は、毎年度、会計予算・決算書を作成し、教区総会に報告しなければならない。

(部・委員会・担当者)

第15条 地区は、その活動に応じて、部・委員会・担当者などを置くことができる。

- 2 部・委員会・担当者などに関する規定は、各地区規則において定める。

(地区規則)

第16条 地区は、それぞれ、その実状に応じた地区規則を定める。

- 2 地区規則は、常置委員会の承認を経て施行する。

第4章 婦人委員会

(婦人活動の位置づけ)

第17条 教区の婦人活動は、教区婦人委員会がこれを総括する。

- 2 教区婦人委員会は、宣教部に属して教区における婦人の自主的活動を企画運営するとともに、全国教会婦人会連合の当教区における働きを担う。

(婦人委員の選任)

第18条 教区婦人委員会は、委員長、書記、会計および委員若干名をもって構成する。

- 2 委員長、書記および会計は、任期満了に先立ち、教区婦人委員会において次期候補者を指名し、委員は、各地区の婦人委員会において各1名の候補者を指名する。
- 3 前項の候補者名簿を常置委員会に提出して、その承認を受ける。

(地区婦人委員会)

第19条 各教会から各1名の婦人委員により、地区婦人委員会を構成する。

第5章 教区事務所

(主事の職務)

第20条 主事は、教区総会議長の命を受け、教区事務所の業務を総覧する。

- 2 主事を置くことができない場合は、教区総会書記が主事の職務を兼任する。
- 3 主事を兼任する教区総会書記は、常置委員会の承認を得て、補助書記を任用することができる。

(会計委員の職務)

第21条 会計委員は、教区規則第41条第3項によって執行した事項について、毎月、常置委員会に会計報告をして、その承認を受ける。

- 2 会計委員は、財務部委員会に出席して、会計状態を報告するほか、必要な資料を提出する。
- 3 会計委員を置くことができない場合は、教区主事が会計委員の職務を兼任する。

第6章 補 則

第22条 この細則は、常置委員会の議決を経て、教区総会の承認を得て変更することができる。

付 則

1. この細則は、教区総会が議決した日（2004年6月19日）から施行する。
2. この改正した細則は、教区総会が議決した日（2014年2月22日）から施行する。

【付録】日本基督教団神奈川教区運営細則の2002年以降の改正履歴について

- ◆2002. 2. 23 (第107回教区定期総会), 2002. 6. 22, 29 (第108回教区定期総会) 共に継続審議, 2004. 6. 19, 26 (第112回教区定期総会) 修正案が上程され《議決》
十年以上前から、規則と実態の間にずれが生じ、常置委員会は、教区組織・教区規則検討委員会に検討と修正案の作成を付託、「規則によって現状を変える」ことよりも「規則を実態に沿ったものに変える」という趣旨での修正案が常置委員会に提案され、常置委員会の議を経て第107回教区定期総会に上程された。(以上、総会議案の〔提案理由〕より抜粋)
〔章形式への変更〕総会等運営、選挙、地区、婦人活動、教区事務所運営の5つの規定を集めただけの形から、これらを章形式(第1章～第5章)に改編し、条番号も全章を通しての一連番号に変更
〔定期総会開催月の変更〕 5月定期総会⇒6月定期総会
- 12月総会 を削除
〔教区三役の選出〕 議長、副議長および書記の選出規定を1つの条項に集約
〔各部各委員の選任〕 選考委員会の設置と役割の条項を新設
〔伝道委員の選任方法〕 常置委員会が選任する者、教職・信徒各2名⇒常置委員会が選任する者2名
〔宣教部各委員会の委員の半数改選〕 削除
〔三選禁止の除外〕 専門性を必要とする委員会の委員 を追加
その他、項番号の①②③～を、第1項には項番号を付さず、第2項以下を23～とすることで、第2項以下を追加する場合に、第1項に項番号を付すという変更を要さないようにした。また、「および」「または」「ただし」等のひらがな表記への統一、句読点の使用法の統一等を行った。
- ◆2014. 2. 22 (第131回教区定期総会)《議決》
2009年6月の常置委員会において、2004年の改正によって解消されたはずの細則と実態との乖離が、依然として部分的に存在し続けているとの指摘があった。常置委員会の委託を受けて、教区組織・教区規則検討委員会は、改めて細則と実態との相違点を抽出し、2014年1月まで、33回の委員会を開催して、①実態を規則どおりに改める、②実態に合理性がある場合と規則自体に不備がある場合は規則を改正する、という作業を行い、検討した23項目中、①が9項目、②が14項目という結果を常置委員会に答申した。①については、実態の早期改善を図ることを常置委員会の課題とすることを確認、②についての修正案(主たるものを下記に示す)が、常置委員会の議を経て第131回教区定期総会に上程された。
〔宣教方策会議の出席者〕 各地区委員長⇒各地区・各部・各委員会の委員長
〔教区総会議員・准議員の登録〕 第2条の2 教区総会の議員および准議員は、登録制によって管理するものとする。を新設
〔三選禁止〕 各部各委員⇒各部各委員会の委員長
ただし書きを削除し、委員は三選禁止の対象外
〔婦人委員会〕 教区婦人委員会と地区婦人委員会の呼称の明確化
〔会計委員不在時の代行者〕 教区総会書記⇒教区主事

以上

神奈川教区教職謝儀互助規則

(名 称)

第1条 この規則は教職謝儀互助規則という。

(目 的)

第2条 教職謝儀互助規則は、次の目的を定める。

1. 宣教の使命を共同で担うため教職謝儀互助をする。
2. 教会及び伝道所の連帯を強化する。

(互 助)

第3条 前条の目的を遂行するため、主任担任教師の収入が、謝儀互助基準額に達しない教会及び伝道所に対し互助をする。

(組 織)

第4条 神奈川教区は、この事業の取扱いのため、互助運営委員会及び募金委員会を組織し運営にあたる。

1. 互助運営委員会のもとに募金委員会をおく。

第5条 互助運営委員会は、次の委員によって組織する。

1. 互助運営委員は、教区総会副議長、宣教部委員長、財務部委員長、各地区委員長、募金委員長をもって組織する。
2. 教区総会副議長が委員長となる。

第6条 募金委員会は、次の委員によって組織する。

1. 募金委員会は、各地区より推薦された信徒5名を以て組織する。
2. 募金委員長は、委員のうちより互選する。
3. 募金委員会費用は、交付金又は献金及び寄付金をもってまかなう。

(委員の任期)

第7条 互助運営委員及び募金委員の任期は、次のとおりとする。

1. 互助運営委員及び募金委員の任期は、教区規則に定める各委員会委員の任期に準じる。ただし、地区委員長の任期は各地区規則の定める任期による。
2. 委員に欠員が生じた時は、常置委員会の議を経て補充する。
3. 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(互助運営委員会の処理事項)

第8条 互助運営委員会は次の事項を行う。

1. 教職謝儀互助基準表の作成
2. 教会及び伝道所の教職謝儀互助額の算出
3. 互助に関する緊急事項
4. 教職謝儀互助特別会計の予算並びに決算報告
5. 教職謝儀互助規則改正に関する事項
6. 互助運営に関する重要な事項

(募金委員会の処理事項)

第9条 募金委員会の処理事項は次のとおりである。

1. 募金委員会は、献金及び寄付金を募るための活動を企画し実行する。
2. 募金委員会は、互助献金について理解を深める活動及び募金の事務を担当する。
3. 募金委員会の事務所は、教区事務所におき募金委員長が一般事務の責任をもつものとする。
4. 募金に関する重要な事項

(支給総額)

第10条 常置委員会は、互助運営委員会の教職謝儀互助額をもとに教職謝儀互助支給総額を決定し、教区総会で承認を得るものとする。

(互助申請の方法)

第11条 互助を希望する教会及び伝道所は、所定の書式に従い、添付書類を付して、申請期日を厳守し、教区総会議長に申請をする。

1. 提出書類及び添付書類については細則に定める。
2. 教区総会議長は申請を互助運営委員会に回付する。

第12条 互助運営委員会は、申請を受理したとき、次の事項を調査して援助額を計算し、常置委員会に互助金額案を提出する。

1. 教会よりの全収入を調査する。なお研究費、書籍代等の名目で支給される金額も含める。
2. 教職の教会外の定期的収入の金額を正確に把握しなければならない。
3. 当該教会と同一規模の教区内の教会と比較して献金額、教職謝儀等に格差があるかどうかを検討する。
4. 申請教職と生計を一にしている同居家族で収入がある場合は、同居家族の収入を調査する。
5. 互助運営委員会は必要に応じ申請教会、教職に参考資料、書類の提出を求めることができる。

(互助額の決定)

第13条 互助運営委員会は提出された申請書により教職謝儀互助額案を常置委員会に提案し、常置委員会が互助額を決定する。

(互助資金の財源)

第14条 この事業を施行するための財源は次のとおりである。

1. 教区会計から定額を繰り入れる。
2. 前年度に經常会計より繰り入れた金額を当該年度に使用する。
3. 献金及び寄付金をあてる。ただし特定の教会及び伝道所への指定献金は含まない。

第15条 募金目標額は、互助運営委員会において発議し常置委員会で承認を得る。会計年度は4月1日より3月31日とし、予算及び決算を常置委員会に提出し、教区総会の承認を得る。

(会計)

第16条 この事業は、教区特別会計をもって処理する。

(補 則)

第17条 常置委員会は、教職謝儀互助基準額および教職謝儀互助申請について、教職謝儀互助施行細則を定める。

第18条 この規則は、常置委員会の議を経て、教区総会の承認を得て変更することができる。

(付 則)

この規則は教区総会が議決した日から施行する。

(注) この規則は、1987年2月21日の第69回神奈川教区総会において議決され、1987年4月1日から施行された「神奈川教区互助制度規定」を、四つの規則に分割して改正したものの一つで、2001年6月16日の第106回神奈川教区総会において議決された。

神奈川教区教職謝儀互助施行細則

第1条 この施行細則は、教職謝儀互助規則にもとづき運用する。

(互助申請の要件および制限)

第2条 教職謝儀互助申請に伴う要件は、次のとおりである。

1. 教職謝儀額の認定について、教師自身が得るものはどこから得ても、教師の収入として全計上する。
2. 謝儀互助申請は、主任担任教師に限る。
3. 教職の全収入が教職謝儀互助基準に達しない者。
4. 謝儀互助を受けている教師が、退職したときは、その月をもって互助を打ち切る。
5. 謝儀互助を受けている教師が死亡したとき、遺族はその翌月から3カ月を限度に、謝儀互助を受けることができる。

(基準及び計算方法)

第3条 常置委員会は教職謝儀互助基準表を定める。

- ① 補助する金額は教職謝儀互助基準の金額とその教職の全収入との差額の3分の2に相当する額とする。
- ② 前項①に逓減率（年齢係数）を掛ける。ただし、補助月額は二捨三入する。
- ③ 支給額は年間12カ月として計算する。
- ④ 配偶者が収入を得ている場合には、配偶者収入の50%の金額を教師謝儀の収入に加えた金額を謝儀互助申請額とする。
- ⑤ 原則として、支給額は、教会・伝道所から受ける謝儀の総額を上限とする。

(互助申請方法)

第4条 教職謝儀互助を申請する教会および伝道所は、次の書類を互助運営委員会が定める期日までに教区に提出する。

1. 教職謝儀互助申請書
2. 互助申請を議決した役員会記録の写し
3. 当該年度の教会総会資料（会計予算を含む）
4. 前年度（4月～3月分）の会計収支報告書
5. 調査表

(補 則)

第5条 この細則は、常置委員会の議決を経て変更することができる。

(付 則)

この細則は常置委員会が議決した日から施行する。

(注1) この細則は、神奈川教区教職謝儀互助規則とともに、2001年6月16日の第106回神奈川教区総会において議決された後、教職謝儀互助基準表の導入（2005年1月11日常置委員会議決、2005年度分より適用）、年間14カ月から12カ月方式への変更（2005年1月11日常

置委員会議決、2006年度分より適用)、支給額の上限〔第3条⑤〕の設定(2007年1月9日
 常置委員会議決、2007年度分より適用)、新規申請に対する65歳未満という年齢制限〔第
 2条2〕の削除(2011年12月6日常置委員会議決、2012年度分より適用)という改正が行わ
 れている。

(注2) 神奈川県教職謝儀互助規則の前身である、1987年2月21日の第69回神奈川県
 教会において議決され、1987年4月1日から施行された「神奈川県教会互助制度規定」におい
 ては、本細則第3条②に規定されている逓減率(年齢係数)は規定されていない。2001
 年6月16日の第106回神奈川県教会総会において議決された本細則では、具体的な数値は明
 示されないままに承認された。現在、実務的には、下記の表に基づいて支給額が計算さ
 れており、2011年12月6日の常置委員会で、新規申請に対する65歳未満という年齢制限〔第
 2条2〕の削除を議決承認する際に、改めて確認されている。

| 年齢係数 | 年 齢: 係 数 | 年 齢: 係 数 | 年 齢: 係 数 |
|------|-------------|-------------|-------------|
| | 65歳 : 0.800 | 69歳 : 0.500 | 73歳 : 0.300 |
| | 66歳 : 0.725 | 70歳 : 0.450 | 74歳 : 0.250 |
| | 67歳 : 0.650 | 71歳 : 0.400 | 75歳 |
| | 68歳 : 0.575 | 72歳 : 0.350 | 以上 : 0.200 |

神奈川教区会堂建築援助規則

(名 称)

第1条 この規則は会堂建築援助規則という。

(目 的)

第2条 会堂建築援助規則は、教会及び伝道所のすべてに適用され、次の目的を定める。

1. 宣教の使命を共同で担うために行うものとする。
2. 教会及び伝道所の会堂建築援助をする。
3. 被災害教会及び伝道所に対し緊急度に従って援助する。

(援 助)

第3条 会堂建築援助は、教会及び伝道所を対象とする。

- ① 会堂の建築、増改築のとき資金が不足した場合に援助する。
- ② 常置委員会が災害など不測の事態によって資金を必要と判断したとき適用することができる。
- ③ 援助限度額は、会堂建築援助施行細則に定める。

(申請手続)

第4条 会堂建築援助申請は、教会役員会の議決を得て主任担任教師、信徒役員を代表する者の連名で教区総会議長に申請する。

第5条 申請は別に定める申請書及び資料を添付しなければならない。

(金額の決定)

第6条 教区総会議長は申請を受理し、伝道委員会に回付する。

- ① 伝道委員会で審査する。
- ② 伝道委員長は必要がある場合には、所定の申請書の外に参考資料の提出を当該教会に求めることができる。

第7条 伝道委員会は、審議し、援助の可否、援助金額を決定し、常置委員会において承認を得るものとする。

(会計及び財源)

第8条 この事業は教区特別会計をもって処理する。

- ① 教区会計からの繰入金をあてる。

(補 則)

第9条 常置委員会は、この事業の遂行に責任を負い、必要な細則を定める。

第10条 この規則は、常置委員会の議を経て、教区総会の承認を得て変更することができる。

(付 則)

この規則は教区総会が議決した日から施行する。

(注) この規則は、1987年2月21日の第69回神奈川教区総会において議決され、1987年4月1日から施行された「神奈川教区互助制度規定」を、四つの規則に分割して改正したものの一つで、2001年6月16日の第106回神奈川教区総会において議決された。

神奈川教区会堂建築援助施行細則

第1条 この施行細則は、会堂建築援助規則にもとづき運用する。

(会堂建築援助金)

第2条 会堂建築援助金は、教会及び伝道所に100万円を限度として援助する。

- ① 援助金は、一教会一回限りとする。
- ② 会堂建築に関わる土地購入については援助対象としない。

(申請方法)

第3条 会堂建築援助を申請する教会及び伝道所は、次の書類を教区総会議長に提出しなければならない。

1. 会堂建築援助申請書
2. 援助申請を議決した役員会記録の写し
3. 建築事業に関わる会計書類（予算及び決算）
4. 建築事業の図面

(補 則)

第4条 この細則は、常置委員会の議決を経て変更することができる。

(付 則)

この細則は常置委員会が議決した日から施行する。

(注) この細則は、神奈川教区会堂建築援助規則とともに、2001年6月16日の第106回神奈川教区総会において議決された。

神奈川教区会堂建築資金融資規則

(名 称)

第1条 この規則は会堂建築資金融資規則という。

(目 的)

第2条 会堂建築資金融資規則は、教会及び伝道所のすべてに適用され、次の目的を定める。

1. 教会及び伝道所の宣教を強化する。
2. 宣教の使命を共同で担う。
3. 教会及び伝道所の会堂建築又は会堂改修工事に使用する。

(資金融資)

第3条 会堂建築資金は教会及び伝道所を対象とする。

- ① 会堂建築資金の貸付は無利子とする。
- ② 返済期限は5年以内とする。
- ③ 常置委員会が特にやむをえないと認めた場合は、返済を猶予又は免除することができる。
- ④ 会堂建築資金融資額は、細則に定める。
- ⑤ 会堂建築及び改修工事が終了したときには、教区議長に報告する。
- ⑥ 常置委員会が認めるならば災害など不測の事態によって資金を必要とした場合でも適用することができる。

(申請手続)

第4条 会堂建築融資申請は、教会役員会の議決を得て主任担任教師、信徒役員を代表する者の連名で教区総会議長に申請する。

第5条 申請は別にさだめる申請書及び資料を添付しなければならない。教区総会議長は必要がある場合に、所定の申請書の外に参考資料の提出を当該教会に求めることができる。

(融資金額の決定)

第6条 教区総会議長は申請を受理し、教区三役で審査し、常置委員会に付議する。

第7条 常置委員会はこれを審議し融資の可否、融資金額を決定する。

(会計及び財源)

第8条 この事業は、教区特別会計をもって処理する。

- ① 教区会計の剰余金の一部をあてる。

(用途の制限)

第9条 この融資規則により会堂建築資金融資を受けた教会及び伝道所は、会堂建築資金を目的以外に使用してはならない。

(補 則)

第10条 常置委員会は、この事業の遂行に責任を負い、必要な細則を定める。

第11条 この規則は、常置委員会の議を経て、教区総会の承認を得て変更することができる。

(付 則)

この規則は教区総会が議決した日から施行する。

(注) この規則は、1987年2月21日の第69回神奈川教区総会において議決され、1987年4月1日から施行された「神奈川教区互助制度規定」を、四つの規則に分割して改正したものの一つで、2001年6月16日の第106回神奈川教区総会において議決された。

神奈川教区会堂建築資金融資施行細則

第1条 この施行細則は、会堂建築資金融資規則にもとづき運用する。

(融資額)

第2条 会堂建築のため300万円を限度として融資を行う。

- ① 返済期間は、最長5年とする。返済金は一括または月割りによって、教区会計に返済する。
- ② 利子は、無利子とする。

(申請方法)

第3条 会堂建築資金融資を申請する教会および伝道所は、次の書類を添付し教区総会議長に提出しなければならない。

1. 会堂建築融資資金申請書
2. 会堂建築融資資金申請を議決した役員会記録の写
3. 建築事業に関わる会計書類（予算及び決算）
4. 建築事業の図面
5. 返済計画書

(補 則)

第4条 この細則は、常置委員会の議決を経て変更することができる。

(付 則)

この細則は常置委員会が議決した日から施行する。

(注) この細則は、神奈川教区会堂建築資金融資規則とともに、2001年6月16日の第106回神奈川教区総会において議決された。

神奈川教区小口融資資金規則

(名 称)

第1条 この規則は小口融資資金規則という。

(目 的)

第2条 小口融資資金規則は、教会及び伝道所のすべての教師に適用され、次の目的を定める。

1. 教会及び伝道所の教師生活を援助する。
2. 教職相互の連帯を深める。

(小口融資資金)

第3条 小口融資資金は教職個人を対象とする。

- ① 小口融資資金貸付は無利子とする。
- ② 教職は主任担任教師に限らない。ただし、特別の理由があり、常置委員会が認めた場合は教会を対象とすることができる。
- ③ 小口融資資金額は細則に定める。
- ④ 融資申込は、教職個人が教区総会議長に申請する。ただし、教会からの申請の場合は教会役員会の議決を得て、主任担任教師及び信徒役員を代表する者の連名で教区総会議長に申請する。
- ⑤ 教区三役がこれを審査し融資金額を決定し、常置委員会の承認を得るものとする。

(運 営)

第4条 小口融資資金事業は教職に関わるため、教区三役をもって運営する。

- ① 緊急を必要とする場合、常置委員会には事後報告をする。

(会計及び財源)

第5条 この事業は、教区特別会計をもって処理する。事業の財源は次のとおりとする。

1. 教区会計の剰余金の一部をあてる。
2. 献金および寄付金

(補 則)

第6条 常置委員会は、この事業の遂行に責任を負い、必要な細則を定める。

第7条 この規則は、常置委員会の議を経て、教区総会の承認を得て変更することができる。

(付 則)

この規則は教区総会が議決した日から施行する。

(注) この規則は、1987年2月21日の第69回神奈川教区総会において議決され、1987年4月1日から施行された「神奈川教区互助制度規定」を、四つの規則に分割して改正したものの一つで、2001年6月16日の第106回神奈川教区総会において議決された。

神奈川教区小口融資資金施行細則

第1条 この施行細則は、小口融資資金規則にもとづき運用する。

(融 資)

第2条 小口融資資金貸付の限度額は、100万円とする。ただし、特別の理由があるときは、常置委員会の承認を経て、増額をすることができる。

- ① 返済期限は2年以内とする。ただし、教会及び伝道所が小口融資資金を受ける場合は、1年以内とする。
- ② 教区三役及び常置委員会が特にやむをえないと認めた場合は、返済を猶予、又は免除することができる。

(融資申請)

第3条 教会及び伝道所の教師が、小口融資資金を申請するときには、次の書類を提出しなければならない。

1. 申請理由書
2. 返済計画書

(小口融資金交付)

第4条 教区三役は、小口融資資金額を決定し、決定後1カ月以内に交付する。

(補 則)

第5条 この細則は、常置委員会の議決を経て変更することができる。

(付 則)

この細則は常置委員会が議決した日から施行する。

(注) この細則は、神奈川教区小口融資資金規則とともに、2001年6月16日の第106回神奈川教区総会において議決された。

神奈川教区ホームページ規則

(目的)

第1条 この規則は、神奈川教区ホームページ規則といい、神奈川教区ホームページ（以下、「教区HP」という。）の運営について定める。

(組織)

第2条 神奈川教区は、教区規則第42条に基づく特設委員として、教区ホームページ委員を置き、委員会（以下、「HP委員会」という。）を組織して、教区HPの運営を行う。
2 HP委員会には、常置委員会が推薦した常置委員会構成員1名以上が陪席するものとする。

(教区HPの目的)

第3条 教区HPは、インターネットというメディアを活用し、教区内の教会・伝道所（以下、「教区内教会」という。）、教職および信徒への情報伝達等を行うことと、教区および教区内教会に関する公開可能な情報を、広く提供することを目的とする。

(教区HPの構成)

第4条 前条の目的を遂行するため、教区HPには次の事項を盛り込むことができる。

- (1) 教区および教団の紹介等に関する事項
- (2) 教区内教会の紹介および案内に関する事項
- (3) 教区諸規則、諸手続の書式および手引き等に関する事項
- (4) 教区内諸会議の日程等に関する事項
- (5) 教区および教区内各部各委員会が主催する行事等の案内に関する事項
- (6) その他第3条の目的に適合する事項

第5条 前条に基づく具体的な項目名および各項目の内容（概要）は、HP委員会が企画し、常置委員会の承認を得るものとする。

- 2 項目名および各項目の内容（概要）の改廃は、前項に準ずるものとする。

(記事原稿の作成)

第6条 公開する教区HPの記事原稿は、HP委員会が作成する。ただし、HP委員会は、適当な組織または個人に原稿の作成を依頼できるものとする。

(記事内容の適切性の判断)

第7条 前条の記事内容の公開適切性の判断は、HP委員会が判断するものとし、HP委員会が判断できない場合には、常置委員会に判断を求めるものとする。

- 2 HP委員会が適切と判断して公開した記事であっても、常置委員会が不適切と判断した場合は、記事の修正または削除を行わなければならない。

(デザイン)

第8条 教区HPのデザイン等体裁は、HP委員会が決定する。

(公開に関わる技術的な作業)

第9条 作成された原稿をホームページとして公開するための技術的な作業は、HP委員会

が担当する。

2 公開された教区HPに外部より不適切な行為がなされた場合には、HP委員会は教区HPの全部または一部を削除することができる。

(外部からの要望・意見等)

第10条 常置委員会以外の外部からHP委員会に文書等で寄せられた教区HPに関する要望・意見等は、第7条第1項に準じて判断し、適切なものは教区HPに反映させるよう努めるものとする。

(補 則)

第11条 この規則は、常置委員会の議決を経て、教区総会の承認を得て変更することができる。

(付 則)

この規則は、教区総会が議決した日（2015年2月28日）から施行する。

神奈川教区負担金割当規定

1. 神奈川教区の負担金賦課方法

教区経常会計の「収入の部・負担金」の額を下記の割合で計算し、各教会・伝道所（以下、教会という）に賦課する。

- イ. 経常収入割 60%
- ロ. 現住陪餐会員数割 30%
- ハ. 礼拝出席者数割 10%

この計算に使用するデータは、各教会から提出された最新の年度報告書（負担金割当年度の前々年度の報告）によるものとする。

2. 各教会の割当額

各教会には下記の計算により、経常収入割・現住陪餐会員数割・礼拝出席者数割の金額を求め、その合計額を割り当てる。ただし、合計額の1,000円未満は四捨五入する。

イ. 経常収入割 各教会の補正収入額×収入割係数

収入割係数は下記のように求める。

$$\frac{\text{「収入の部・負担金」} \times 0.6}{\text{教区内全教会の補正収入額の合計}}$$

補正収入額は経常収入と控除額から計算される。一律控除の項で説明する。

注：1999年6月の第102回教区総会の《議案第8号》負担金計算のための「互助給付金」会計処理に関する件で、「負担金計算に際して互助給付金（年度報告C表では経常外収入）を経常内収入として取扱う」ことが議決されています。また、伝道所への親教会からの計画的援助献金についても類推解釈し、経常内収入として取扱うこととしています。

ロ. 現住陪餐会員数割 各教会の現住陪餐会員数×現住陪餐会員数割係数

現住陪餐会員数割係数は下記のように求める。

$$\frac{\text{「収入の部・負担金」} \times 0.3}{\text{教区内全教会の現住陪餐会員数の合計}}$$

ハ. 礼拝出席者数割 各教会の礼拝出席者数×礼拝出席者数割係数

礼拝出席者数割係数は下記のように求める。

$$\frac{\text{「収入の部・負担金」} \times 0.1}{\text{教区内全教会の礼拝出席者数の合計}}$$

3. 一律控除

各教会の「経常収入－控除額」の金額（実収入という）から、教区平均実収入の20%を一律控除する。一律控除後の金額を補正収入と呼ぶ。（注：規定には明文化されていませんが、2001年6月の第106回教区総会での【累進率の撤廃】という改定経緯から、補正収入がマイナスとなった場合は0と置き換えます。）

実収入の教区平均額は毎年負担金割当額（案）を提案するときに同時に提示する。

4. 控除

下記のことを控除する。

- イ. 教職謝儀の一部 別表1による金額
- ロ. 教団、教区、神学校等への献金の全額（教区負担金は献金ではない）
- ハ. 外部の教会、諸団体への献金、寄付金の全額
注：2009年6月の第122回教区総会の《議案第6号》年度報告C表の「対外献金」と「寄付金」の取扱い規定の明確化に関する件 で、「ロとハの合計額の中、年度報告C表の経常外収入の対外指定献金相当分は、負担金計算に際して控除の対象外とする」ことが議決されています。
- ニ. 教会堂、牧師館が借家、借地の教会については賃借料の全額
注：教会として駐車場を賃借している場合は、その賃借料も控除の対象としています。
- ホ. 隠退教師、遺族恩給の全額（各教会が直接個人に支払っているもの、教団の謝恩日献金等や自分の退職年金等の掛金ではない）
- ヘ. 借入金の返済金の全額（教会外の銀行、会社、法人団体、個人[その教会の教会員も含む]等からの借入れで、経常収入を返済の財源としているものに限る）
- ト. 神学生への援助額の1/2（経常収入を援助の財源としているものに限る）
- チ. 伝道所開設準備資金積立の1/2
積立金全額が伝道所開設費用として支出された時点で、さらに未控除相当の1/2を、支出のあった年度の控除対象とする。ただし、所期の目的以外に流用された場合には、その時点で、すでに控除された年度に遡り、控除額を経常収入に繰り戻し、負担金を再計算して課することとする。

ただし、控除を受けるには教団の年度報告に添付される内訳書（㊟教区独自の書式）に明細を記入し、必ず提出する。内訳書が提出されない場合は控除対象とならない。

別表1は毎年、経常会計予算案提出のとき同時に提示し（㊟提示を省略することもある）、総会の承認を受ける。必要と考えるときはその金額を変更することができる。

5. 年度報告未提出の教会に対する措置

当該年度の年度報告書を提出しない教会に対する負担金は、その教会の前年度負担金に、教区経常会計の収入の部・負担金の対前年度の増加率を掛けて計算する。ただし、1,000円未満の端数は切り上げる。

以上

別表 1

| | 謝 儀 控 除 額 |
|------------|---------------------------|
| 主任担任教師 | 年額230万円（230万円未満の場合は支給額まで） |
| 担任教師一人目 | 年額130万円（130万円未満の場合は支給額まで） |
| 担任教師二人目 | 年額 80万円（ 80万円未満の場合は支給額まで） |
| 三人目以降の担任教師 | 控除しない |

（注） この規定は、1977年12月の第39回神奈川教区総会で歳出基準から歳入基準への抜本的改訂が行われた後、累進率の適用（1986年12月）、累進率の撤廃と一律控除の導入（2001年6月）という大改訂、数回にわたる教職謝儀控除の増額（現行は2003年6月改訂）、控除項目の追加（現行は2003年6月改訂）、控除対象の定義の明確化（現行は2009年6月改訂）等を経て、2010年度以降の負担金計算に適用されている。

神奈川県特別積立金および任意積立金取扱規定

(目的)

第1条 本規定は、神奈川県特別積立金および任意積立金取扱規定といい、この二つの積立金の運用および取扱について定める。

(特別積立金)

第2条 特別積立金は、常置委員会の議決を経て教区総会に提案し、過半数の賛同を得て使用することができる。

第3条 前条の規定にかかわらず、教区内に災害等の非常事態が発生したときは、その救援活動として常置委員会の議決のみによって、1,000万円を限度として使用することができる。

第4条 前条を実施する際、教区総会議長は、教区四役が企画した初動の救援活動のために、常置委員会の議決を待たずに、300万円を限度として使用することができる。

2 前項の実行については、教区総会議長は、速やかに常置委員会に報告しなければならない。

第5条 常置委員会は、特別積立金の決算を、教区総会に報告しなければならない。

(任意積立金)

第6条 任意積立金は、常置委員会の議決を経て使用することができる。

第7条 前条の規定にかかわらず、教区外に災害等の非常事態が発生したときは、教区総会議長は、教区四役が企画した初動の救援活動のために、常置委員会の議決を待たずに、300万円を限度として使用することができる。

2 前項の実行については、教区総会議長は、速やかに常置委員会に報告しなければならない。

第8条 常置委員会は、任意積立金の決算を、教区総会に報告しなければならない。

(本規定の変更)

第9条 本規定は、常置委員会の議決を経て、教区総会の承認を得て変更することができる。

(付 則)

1. 本規定は、教区総会が議決した日（2014年2月22日）から施行する。

神奈川教区災害救援資金取扱規定

(目的)

第1条 本規定は、神奈川教区災害救援資金取扱規定といい、神奈川教区が実施する災害救援活動に必要な資金の運用および取扱について定める。

(資金と使途)

第2条 災害救援資金は、神奈川教区内の諸教会・伝道所ならびにキリスト教学校、キリスト教社会事業所、その他関係諸団体および個人からの献金による資金であり、常置委員会の定める、教区内外の災害被害の救援活動に使用する。

(会計の取扱)

第3条 災害救援資金の取扱は、以下のよう定める。

- (1) 災害救援資金は、教区会計の特別会計勘定で取り扱う。
- (2) 災害救援資金は、教区総会の承認の下に使用する。ただし、緊急の場合は、常置委員会の承認の下に使用できるが、災害救援委員長は教区総会において、それについて報告し、承認を受けなければならない。
- (3) 災害救援委員長または委員長が指名する担当者は、教区総会において年間活動計画および年度活動を報告し、予算および決算についても報告しなければならない。

(本規定の変更)

第4条 本規定は、常置委員会の議決を経て、教区総会の承認を得て変更することができる。

(付 則)

1. 本規定は、教区総会が議決した日（2014年2月22日）から施行する。